



すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

※2015年6月の中央要請行動で文部科学省に提出します。

複数配置の学校では…

子どもたちからは



☆保健室はいつも先生がいてくれて安心だよ。

☆ゆっくり話を聞いてくれるから、何でも相談できるよ。

☆具合が悪いときやけがをしたときには、すぐにみてもらえるからうれしいよ。

養護教諭からは

- ★ 一度に大勢の子どもたちが来室しても、分担して落ち着いて対応できます。
- ★ 子どもたちの情報を共有し、力量を高め、保健活動や保健室経営を充実できます。
- ★ 出張や宿泊行事、教室での保健指導などがあっても保健室は不在にならず安心です。



子どもたちのいるところ

すべての学校に養護教諭を

標準法では、3学級以上の小学校・中学校に養護教諭を配置すると定めているため、3学級未満の学校には、養護教諭が配置されていません。子ども数にかかわらず、子どもたちの健全な発達を保障していくためには養護教諭が必要です。

高校では…

高校の設置基準が2004年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では、いっそう配置の遅れが懸念され、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況になります。

特別支援学校では…

さまざまな障害をもつ子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数61人以上で複数配置となっています。しかし、小学部から高等部まで、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちが在籍し、400人を超える大規模校では、養護教諭が2人でもていねいにかかわることは困難です。

養護教諭の全校・全課程配置を！ 養護教諭の複数配置を！